

「マイナンバー(個人番号)」の「通知カード」が

10月から、みんなの住所に送られてきます



「通知カード」(表) の見本です (裏には注意事項が書かれています)

「通知カード」は、住民票に書かれている住所に郵送されます。他の住所に転送してもらうことはできません。

あなたが今、住民票の住所とは別のところに住んでいるなら、2015年9月25日までに、次のいずれかの手続きをとることが必要です。

- (1) いま住んでいる市区町村に、住民票を移す。
- (2) DV被害や東日本大震災などによる避難、長期の入院や施設入所などで、住民票に書かれている住所では「通知カード」を受け取ることができない場合は、いま住んでいるところで受け取るために、住民票のある市区町村に申請書を郵送する(9月25日まで)。

その申請用紙は、市区町村の窓口にあるほか、総務省のホームページからダウンロードできます。

申請書のダウンロード(総務省ホームページより。すべて日本語)

http://www.soumu.go.jp/main_content/000370835.docx

市区町村のホームページからダウンロードすることができる場合もあります。

9月25日までにいずれかの手続きをしないと、10月、住民票に書かれた住所に「通知カード」が送られ、場合によっては不在扱いとされてしまいます。

次のページからは、「通知カード」や「マイナンバー(個人番号)」制度について説明していますのでご利用ください

(1) 「個人番号(マイナンバー)」とはどんな制度ですか？

「個人番号(通称マイナンバー)」制度は、国籍に関係なく日本国内に住民票がある人^{*1}すべてに「マイナンバー(個人番号)」を割り当てる制度です。マイナンバーは原則として、一生同じ番号を使い変更できません^{*2}。一時帰国などで日本から出国して再入国した場合も、以前のマイナンバーを使い続けることになります。

このマイナンバーが 10 月以降、郵便であなたに送られてきます。

◆マイナンバーの目的と利用される行政分野

マイナンバーは、国の機関や都道府県、市区町村の業務ごとに収集利用されてきた個人情報を他の行政機関などが参照・名寄せできるようにすることで、行政事務や税徴収を効率化・適正化することが、この制度の主要な目的です。

現在のところ、税金の個人情報、年金・健康保険・雇用保険などの社会保険分野の個人情報にマイナンバーが記載され、管理・利用されることになります。

将来的には広範な行政分野の個人情報を、マイナンバーによって管理・利用することが想定されています^{*3}。

◆マイナンバー制度の実施時期

マイナンバー制度は、2015 年 10 月からマイナンバーの通知(通知カードの送付)が順次始まり、2016 年 1 月 1 日以降、実際にマイナンバーが行政事務で使われ始めます。

通知カードは、地域ごとに順次郵送されるため、実際にあなたの手元に届くのは 11 月以降になるかもしれません。勤務先などからマイナンバーの提供が求められますが、2015 年 12 月中に提供すれば十分です。

◆個人番号カード

また、マイナンバー や電子証明書、本人確認情報、これらに関連するアプリなどを IC チップに記録した個人番号カードが、2016 年 1 月から希望者に交付されます。個人番号カードの取得は任意です。強制ではありません。

(2) マイナンバーはどのような時に必要になるのですか？

当分の間、勤務先などが行う所得税の源泉徴収などの事務、年金・健康保険・雇用保険などの社会保険、自治体による健康診断その他の行政手続きで、あなたのマイナンバーが使われます。

このため、国の機関や市区町村、都道府県の窓口で行政手続きをするとき、提出書類にマイナンバーの記入が求められることがあります。また、勤務先や取引先・契約先の企業・事業者などから、税や社会保障の手続きのためにマイナンバーの提供が求められます。

マイナンバーを提供する時には、必ず「本人確認」が行われるので、公的な機関が発行した写真付きの身分証明書(運転免許証、在留カード、住基カード、個人番号カードなど)、またはそのほかの本人確認書類の提示も求められます。

¹ 在留カードや特別永住者証を持っている人なら、そこに書かれている住所の市区町村に必ずあなたの住民票があります。

^{*2} 紛失・盗難・漏洩・事故などのためにマイナンバーが悪用される危険が高い場合は、変更できることになっています。

^{*3} 2015 年 9 月の番号法改正によって、近い将来、銀行など金融機関の口座、健康保険機関が実施する健康診断結果などの個人情報にマイナンバーがつけられることが決まっているほか、さまざまな分野でマイナンバー や個人番号カードの利用が議論されています。

(3)通知カードはどこで受け取ればいいのですか？

通知カードは、2015年10月以降11月末ころまでにかけて、順次、住民票に記載されているあなたの住所（在留カード・特別永住者証に表示されている住所と同じ）に、簡易書留郵便で送られてきます。

不在の時は「郵便物等ご不在連絡票」（日本語）が届きます。在宅日時を指定して再配達を受けるか、近くの郵便局を指定して郵便局の窓口で受け取ることができます⁴。郵便局の窓口で受け取る場合は、この「郵便物等ご不在連絡票」と本人確認書類が必要です。しかし、他の住所（たとえば勤務先など）に転送しもらい受け取ることはできません。

(4)在留カードに表示されている住所とは別の住所に住んでいます。どうすれば通知カードを受け取ることができるでしょうか？

あなたが、引っ越しをしたのに転出届・転入届を市区町村に出していないだけなら、至急転出届・転入届の手続き⁵をしてください。手続きは、旧住所の市区町村（転出届）と現在の住所の市区町村（転入届）の両方に対して行いますが、転出届は郵送で行うこともできます。また、あなたが「住基カード」を持っているなら、現在住んでいる市区町村の窓口だけで手続きをすることができます。

詳しいことは、現在住んでいる市区町村の住民基本台帳の窓口で教えてくれます（外国語で相談できる市区町村もあります）。

あなたが、DV 被害からの避難、東日本大震災による避難、長期の入院・施設入所などのために住民票に書かれている住所では通知カードを受け取れない場合は、2015年9月25日（必着）までに住民票がある市区町村に「通知カードの送付先に係る居所情報登録申請書」を郵送または持参すれば、現在の住所で受け取ることも可能です（このパンフレットの最初のページを参照してください）。

(5)どこの市町村にも住民票がないのですが、通知カードやマイナンバーはどうなるのでしょうか？

住民票を持っていない人には、国籍に関係なく、マイナンバーは割り当てられません。通知カードも送られません。

現在、住民票を持たないまま、市区町村などの子どもの教育・福祉サービスなどを受けている方は、マイナンバーがないからと言って、これらのサービスが受けられなくなったり、何らかの制限が行われることはないはずです。勤務先にマイナンバーを提供しなくても所得税は徴収されるので、すぐに仕事ができなくなるということにはならないでしょう。しかし、問題が起きるかもしれません。また、住民票を持っていない人が、これから子どもの教育や福祉サービスを受けようとする場合も、困難が大きくなるかもしれません。そのような場合は、地域で外国籍住民の暮らしを支援をしているNPOなどに相談することをおすすめします。

(6)通知カードを受け取らないことはできますか？

個人的な事情や信念などのために通知カードを受け取らなくても、罰則が適用されることはありません。しかしその場合も、住民票をはじめ行政の内部書類では、あなたの個人情報にマイナンバーが記載され、管理・名寄せに使われます。

勤務先・取引先などにマイナンバーを提供しなくても、所得税などの課税は行われますが、勤務先・取引先との

*4 在宅の日時や受け取る郵便局は、「郵便物等ご不在連絡票」に書いてポストに投函するか、そこに書かれている電話番号に電話することで指定できます（多言語対応はありません）。

*5 「転出届」を以前住んでいた市区町村の窓口に提出すると「転出証明書」を渡されます。これを持って現在住んでいる市区町村の窓口にいき、この「転出証明書」と「転入届」を提出します。なお、在留カードなどに記載された住所の変更手続きも、現在住んでいる市区町村の窓口で同時にいます。

関係がうまくいかなくなる可能性があります。行政の窓口で何らかの手続きを行う場合は、その手続きにマイナンバーの提供が必要なら、何らかの方法でマイナンバーの確認が行われることになるでしょう^{*6}。

(7) 通知カードを受け取ったら、何をすればいいのですか？

まず、なくさないよう安全な場所に保管し、必要なときにはすぐ取り出せるようにしてください。

通知カードやマイナンバーは、日常的に必要になるものではありません。そこに書かれているマイナンバーは、法律で定められた場合以外、他人に知らせる必要がないからです。マイナンバーを他の人に知られると、なりすましなどの犯罪に利用され、被害を受けるかもしれません。他の人に知られないように十分注意してください。

通知カードと同じ用紙の一部が、「個人番号カード交付申請書兼電子証明書発行申請書」になっています。個人番号カードの交付申請については、次項をご覧ください。

なお通知カードは、原則として一生変わらないマイナンバー（個人番号）をあなたに知らせるためのものですから、カードに有効期限は表示されていません。また通知カードは、身分証明書としては使えません。

(8) 個人番号カードは、交付を受けなければいけないのでしょうか？

個人番号カードを持つか持たないかは、あなたが自由に決められます。常時携帯義務はありません。持っていても大きな不都合はありません。

「公的個人認証（電子証明書）」などの個人番号カードの機能（アプリ）を自宅からオンラインで利用したいと思う人は、交付を申請するのもよいかもしれません。しかしオンラインでの利用でなければ、個人番号カードを使わない方法が用意されているはずです。

市区町村ごとに個人番号カードが使える行政サービスや手続きなどが少し異なってきます。必要ならば市区町村に確認してください。

いずれにしても、裏面にマイナンバーが表示されているので、個人番号カードを持ち歩いて身分証明書としてたびたび他の人に見せるような使い方は、あまりお勧めできません。

(9) 個人番号カードの取得を、勤務先で一括して申請するといわれました。このような場合、勤務先で一括交付を受けなければいけないのでしょうか？

個人番号カードの交付申請は本人の任意です。行政機関や勤務先企業などが、一括申請をあなたに強制することはできません。また、特定の専門家を除いて、個人番号カードを勤務先の業務で使う必要はありません。

(10) 現在「住基カード」を持っているが、これは今後も身分証明書として使えますか？

「住基カード」に表示されている有効期限まで、身分証明書など従来の機能を継続して使うことができます。しかし有効期限以後は、「住基カード」の再交付を受けることができません。また、個人番号カードの交付を受けたとき「住基カード」持っている人は、「住基カード」を返納しなければなりません。

個人番号カード以外の写真付きの公的な身分証明書としては、在留カード・特別永住者証（カード）以外にも運転免許証などが使用できます。

(11) 通知カードと個人番号カードはどう違うのでしょうか？

通知カードは紙のカードで、身分証明書としては使えません。通知カードを送付する主要な目的は

*6マイナンバーが分からぬ場合、最終的な方法として、行政の内部であなたの個人情報からマイナンバーを調べることができる制度になっています。

- ① マイナンバーを本人に通知する
- ② マイナンバーが必要になったとき、取り出して確認できるようにする
- ③ 個人番号カードの申請書(通知カードと同じ用紙に申請書が印刷されている)をあなたに送る

の3つです。

これに対して個人番号カードは多機能のICカードです。住基カードと同じように、写真付きの身分証明書として利用できるようになっています^{*7}。裏面にはマイナンバーが表示されています。

記録される情報や利用できる機能(アプリ)は、マイナンバーが記録されているほかは住基カードと似ていますが同じではありません(次項参照)。

^{*7} 住基カードでは、「身分証明書のないカード」(顔写真がないカード)を発行する自治体もありますが、個人番号カードには必ず写真付き身分証明書がついてきます。

(12)個人番号カードとは、どのようなものですか？

マイナンバー やそれと関連づけられた公的個人認証機能など複数の用途で利用できる、国の個人識別カード(IC カード)です^{*8}。通知カードと同じくマイナンバーが表示されているので、他の人に知られてなりすましなどに悪用され、被害を受けるかもしれないことに十分注意してください。なお、個人番号カードの交付手数料は、当分の間、本人の責任による再発行の場合を除いて無料です。

個人番号カードの表は、市区町村が発行する写真付き身分証明書になっています。本人確認情報(氏名、住所、性別、生年月日)と顔写真などが表示されます。



個人番号カード・表面(デザイン案)

裏には、「マイナンバー(個人番号)」とそれを読み取るバーコードなどが表示され、IC カードの内容を読み書きするための金属接点もあります^{*9}。裏面のマイナンバー(個人番号)などは、法律で定められた人^{*10}以外には見せないように注意してください。



個人番号カード・裏面(デザイン案)

^{*8} 個人番号カードは「国のかード」という性格を持ち、その交付は市区町村の法定受託事務です。これに対して「住基カード」は「自治体のかード」で、その交付は市区町村が行う自治事務です。

^{*9} 個人番号カードは、読み取り機に「タッチ」するだけで情報や機能(アプリ)にアクセスできる「非接触型リーダー・ライター」にも対応しています。

^{*10} 勤務先などでは、あらかじめ決められた担当者だけが「マイナンバー」を取り扱うことができるとされています。担当者以外の上司や経営者などに見せる必要はありません

◆個人番号カードに記録される情報と機能(アプリ)

個人番号カードに記録される主な情報と機能(アプリ)は、以下の通りです。

- ① マイナンバー(個人番号)、本人確認情報(氏名・住所・性別・生年月日)、顔写真(画像情報)など
- ② 住民票コードおよび住基カードの機能(アプリ)
- ③ 公的個人認証の電子証明書(行政手続き専用と民間用)、およびそのアプリ
- ④ 「マイナポータル」^{*11}と呼ばれる情報センターへのアクセス機能(アプリ)など
- ⑤ IC カードの空き領域に格納される機能(アプリ)¹²とそのための情報(市区町村では印鑑登録カードや図書館カードなどのほか、公務員の身分証明機能(セキュリティチェック用)などを予定)

*¹¹ マイナポータルとは、本人が、マイナンバー（個人番号）の付いた自分の情報を行政機関がいつ、どことやりとりしたのかなどを確認できる、インターネット上で国が提供するサービスです。これを基盤として、民間のサービスとの連携も想定されています。

詳しくは、<http://www.cas.go.jp/seisaku/bangoseido/faq/faq6.html> をご参照ください。

*¹² 「ICカードの空き領域に格納される機能(アプリ)」は、一定の条件を満たし総務大臣が認める民間企業なども使用可能となるようです。

(13)個人番号カードの有効期間はいつまでですか？

永住者以外の中長期滞在者の個人番号カードは、「在留期間の満了の日」が有効期限です。詳しくは以下の表で確認してください。

外国人住民の個人番号カードの有効期間について		
○ 住民基本台帳カードと個人番号カードの有効期間		
区分	住民基本台帳カード	個人番号カード
永住者および特別永住者	(日本人の場合と同様)	
永住者以外の中長期在留者 (在留期間は最大5年)	カード発行日から在留期間の満了の日まで	同左
一時庇護許可者又は 仮滞在許可者	カード発行日から上陸期間又は 仮滞在期間を経過する日まで	
出生による経過滞在者又は 国籍喪失による経過滞在者	カード発行日から出生した日又は日本の国籍 を失った日から60日を経過する日まで	

○ 個人番号カードの有効期間の取扱いに係る留意事項
■本人からの申請に基づき、個人番号カードの有効期間を変更することが可能
①カード有効期間変更業務
在留資格の変更又は在留期間の更新により在留期間に変更が生じた場合 (*1)(日本人の場合の個人番号 カードの有効期間を超えない範囲で、)新たな在留期間の満了の日にカード有効期間を変更可能。
②特例期間延長業務
在留期間の特例が生じる場合(*2)は、特例期間の満了日までカード有効期間を延長。
(*1) 3月以下の在留期間が決定された場合及び短期滞在等の在留資格へ変更された場合を除く。 (*2) 在留期間満了日前に在留資格の変更又は在留期間の更新の許可申請をし、満了日までに許可が下りなかった場合は、許可が下りるまで (は、最長2月まで、従前の在留資格により適法に在留することができる。(入管法第20条第5項及び第21条第4項が準用する第20条第5項)

総務省 : http://www.soumu.go.jp/kojinbango_card/03.html

外国籍住民の個人番号カードの有効期間

特別永住者・永住者の個人番号カードの有効期限は、日本人と同じで、カード発行日後に迎える誕生日が基準日になることに注意してください(年齢によって有効期間が変わります)。

個人番号カード 発行時の年齢	カードの有効期限
20歳以上	10回目の誕生日
20歳未満	5回目の誕生日

総務省 : http://www.soumu.go.jp/kojinbango_card/03.html
「年齢による個人番号カードの交付指針」より

特別永住者・永住者および日本人の個人番号カードの有効期間

Q&A 外国人住民のための「マイナンバー」って何だ？

9

(14)いろいろな「カード」や「番号」がありますが、どのカードを持っていればいいのでしょうか？

以下の表ではいくつかの「カード・番号」を比較しています。これらのカード・番号はそれぞれ別のカード・番号で、目的も異なります。特定のカードを持っていればいいということではありません。

カード・番号 名称	目的など	公的身分 証明書	交付 付番	携帯 義務
通知カード	マイナンバーを本人に知らせるための、カード型の紙の通知書。 個人番号カードの交付を受けた人は、市区町村に返納する。	×	強制	なし
個人番号カード	国の個人情報利活用のために、マイナンバー、本人確認情報、顔写真、およびマイナンバーに関連する機能(アプリ)などを格納した、多機能 IC カード。 国の機関や関連民間団体・自治体などの事務の効率化を目的として、窓口やオンラインでの行政手続き(電子申請)で、マイナンバーとその他の本人確認情報を提供する。 表面は、市区町村が発行した写真付き身分証明書 裏面は、マイナンバーの表示	○	任意	なし
マイナンバー (個人番号)	住民票コードから生成した、国の個人情報管理番号で、本人の任意で変更することができないため、原則として一生同じ番号を使う。外国人住民にも付番される。 行政機関が保有する多様な個人情報を相互参照、名寄せできるようにすること、行政事務を効率化することを目的とする。 住民票に記載されたすべての地域住民につけられ、	—	強制	—
住民基本台帳カード (住基カード)	国や自治体などの本人確認事務の効率化のために、「住民票コード」、本人確認情報、顔写真、および「住民票コード」に関連する機能(アプリ)などを格納した、多機能 IC カード。 行政事務の効率化を目的として、窓口やオンラインでの行政手続きで、住民票コードや本人確認情報を提供する。 表面は、市町村が発行した写真付き身分証明書。 住基カードの機能は個人番号カードに引き継がれるため、マイナンバー(個人番号)制度実施以後、新たな住基カードの交付は停止される。	○	任意	なし
住民票コード	住民票に記載されているすべての地域住民に付番された、自治体の個人情報管理番号で、本人の任意で変更できる。外国人住民にも付番される。 行政手続きにおける本人確認を、住民票コードを使って本人確認情報を検索する「住基ネット」によって行うことにより、国、都道府県、市区町村の行政事務を効率化することを目的とする。 マイナンバーの生成に使われるため、「マイナンバー(個人番号)」制度実施後も継続して使われる。	—	強制	—
在留カード	外国籍住民の在留管理(常時携帯義務を負わせている)を目的とした、法務省入管局の IC カード(多機能化はされていない)。 カード表面には、国籍、在留資格など多くの個人情報を表示。	○	強制	あり
在留カード番号	入管局が保有する外国籍住民の個人情報の管理のために、在留カードに付けられた番号。カードの再交付時に番号は変わるが、入管局が持っている個人情報の「個人 ID」は変わらない。	—		—
特別永住者証明書(カード)	特別永住者の在留管理を目的とした、法務省入管局の IC カード(多機能化はされていない)。 カード表面には、国籍、在留資格など多くの個人情報を表示。	○		なし
特別永住者証明書番号	入管局が保有する外国籍住民の個人情報の管理のために、特別永住者証(カード)に付けられた番号。カードの再交付時に番号は変わるが、入管局が持っている個人情報の「個人 ID」は変わらない。	—		—

(15)マイナンバーを勤務先などに知らせなければいけないそうですが、なぜですか

勤務先などが「マイナンバー(個人番号)」の提供を求めるのは、以下のような行政目的への協力が法律によつ

て定められているためです。勤務先からは、あなたの被扶養者となっている家族のマイナンバーも提供を求められます。

勤務先が協力を求められている行政目的

- ・給与所得者の所得を国が正確に把握し、課税事務などを効率化するために、所得税などの徴収・納付(源泉徴収)の関係書類にマイナンバーを記載すること
- ・年金、健康保険、雇用保険などの個人情報を関係機関が正確に把握し、保険料や給付金の算定などを効率化するために、関係書類にマイナンバーを記載すること

国の税務事務で把握した所得や資産の個人情報は、マイナンバーを使って、行政機関が持つ福祉分野の個人情報と名寄せされ、福祉の給付などを適正化するためにも使われます。

企業などが税務署や社会保険関係機関などに提出する書類にマイナンバーが記載されていなくても、書類は受理され、課税や保険料徴収に使われます。

(16)事業主・経営者ですが、従業員から提供されたマイナンバーの取り扱いはどうすればいいのですか？

「マイナンバー(個人番号)」と結びつけられた個人情報の取り扱いは、「特定個人情報」として「番号法」と「個人情報保護法」で強く規制され、法人企業だけでなく個人事業主にも、慎重な取り扱いが求められます^{*13}。違反した場合は刑事罰の対象になります。

内閣官房や関連する国の機関、税務署、業界団体、会計事務所、日本年金機構やけんぽ協会などの社会保険関係機関、業務システム(コンピュータやソフト)の納入・保守をしているベンダー、市区町村などが、多くの情報を提供していますので、よく理解して対応してください。ある程度以上の規模の事業所では、専門のコンサルタントの助言を受けることなども必要になるかもしれません。

「特定個人情報」の取り扱いについての情報は、あまり多言語化されていません。

内閣官房のHPに民間事業者向けの説明(日本語のほか、6言語)も用意されていますので、基本的な情報として参考することをおすすめします。<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/faq/faq4.html>

◆マイナンバーを含む個人情報(特定個人情報)の取り扱いのポイント

- (1) 番号法に定められた目的(社会保障、税、災害対策)^{*14}以外の目的で、従業員にマイナンバーの提供を求めたり、すでに提供を受けたマイナンバーを利用することはできません。従業員の名簿などに記入したり、法定目的以外の個人情報の管理に利用することは禁止されています。
- (2) マイナンバーの提供を受けるときは、あらかじめ従業員などにマイナンバーの利用目的をはっきりと説明しなければなりません。また、提供を受けるときには、定められた手続きで「番号確認・本人確認」が必要です。
- (3) 「マイナンバー」を取り扱う担当者を決めて、それ以外の人が「マイナンバー・特定個人情報」が記載されている書類などを見たり操作したりすることができないようにしなければなりません。また、担当者には守秘義務が課され、特定個人情報保護について十分に理解するための教育を受けることも求められます。

*13 国の特定個人情報保護委員会によって詳細なガイドラインが定められています(付録の「情報源」参照)。なお特定個人情報保護委員会は、個人情報保護法の改正にともない個人情報保護委員会に改組されます。

*14 具体的には、給与所得の源泉徴収票、社会保険の被保険者資格取得届・雇用保険資格取得届、原稿料の支払調書などに「マイナンバー」を記載します。「マイナンバー」を記載しなければならない書類はたくさんありますので、関係機関などが配付する資料をよく確認してください。

- (4) 「マイナンバー・特定個人情報」は、必要がある場合に必要な期間だけ収集・保管し、必要がなくなったときには安全な方法で廃棄しなければなりません。その他、安全な管理・保管のための措置^{*15}を実施してください。

^{*15} 内閣府の広報資料では、鍵付きの棚に保管する、廃棄にはシュレッダーを使う、担当者以外からのぞき見をされないよう作業環境を工夫する、業務に使うパソコンには必ずウィルス対策ソフトを導入し、担当者のパスワードを設定する——などの基本的な対策が例示されています。

情報源

(1) 市区町村

市区町村の広報誌や、住民課・市民課などの窓口・ホームページなどで、地域の状況に合わせた情報提供が、多言語で行われている場合があります。

多くの市区町村が相談窓口・電話相談窓口(コールセンター)を設けています。しかし、多言語対応が可能かどうかは、市区町村によって異なります。電話番号や対応できる言語は広報誌やホームページで確認してください。

(2) 国のコールセンター(内閣官房)

受付日時：月～金 午前 9 時 30 分～午後 5 時 30 分(祝休日・年末年始を除く)

電話番号：0570-20-0291 (英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語)

0570-20-0178(日本語)

(3) 国のホームページ

●内閣官房 社会保障・税番号制度ホームページ

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>

English :	http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/english.html
中文(簡体字) :	http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/chinese-kantaiji.html
中文(繁体字) :	http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/chinese-hantaiji.html
한국어 :	http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/korean.html
Español :	http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/spanish.html
Português :	http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/portuguese.html

27 の言語で提供されている簡易な説明へのリンクページ

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/otherlanguages.html>

提供言語 アラビア語・ベンガル語・ビルマ語・カンボジア語・中文(簡体字)

英語・フィリピン語(タガログ語)・フランス語・ドイツ語・ヒンディー語
インドネシア語・朝鮮語(韓国語)・ラオス語・マレーシア語
モンゴル語・ペルシャ語・ポルトガル語・ロシア語・スペイン語・タイ語
チベット語・トルコ語・ウルドゥー語・ウズベク語・ベトナム語・日本語

●政府広報オンライン 特集 社会保障・税番号制度<マイナンバー>

<http://www.gov-online.go.jp/tokusyu/mynumber/index.html>

政府広報:中小事業者向けのガイド(日本語)

「いよいよマイナンバー制度 社会保障税番号制度 が始まります」

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/download/leaflet.pdf>

●総務省 マイナンバー制度と個人番号カード(日本語)

http://www.soumu.go.jp/kojinbango_card/index.html

●特定個人情報保護委員会(日本語)

<http://www.ppc.go.jp/>

関係法令一覧(日本語・2015 年 9 月の改正法は未収録)

<http://www.ppc.go.jp/legal/laws/>

ガイドライン資料集(日本語)

<http://www.ppc.go.jp/legal/policy/document/>